

## 南あわじ市建設工事に係る制限付一般競争入札実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、市が発注する建設工事（建設業法（昭和24年法律第100号）第2条第1項に定める建設工事をいう。以下同じ。）に係る制限付一般競争入札（以下「制限付一般競争入札」という。）の実施に関し、南あわじ市契約規則（平成17年南あわじ市規則第39号。以下「契約規則」という。）その他別に定めがあるもののほか、必要な事項を定めることにより、入札の円滑な執行を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要領において制限付一般競争入札とは、一般競争入札のうち、政令第167条の5の2の規定に基づき、契約規則第3条第1項に定める入札参加資格者名簿に登載されている者を対象に、入札参加者の事業所の所在地に関する資格を南あわじ市内に建設業の許可を受けた営業所を有する者等に制限することができる入札方法をいう。

(適用範囲)

第3条 この要領は、次の工事について適用する。

(1) 契約予定金額が2,000万円以上の土木一式、舗装、電気、機械器具設置及び管工事

(2) 契約予定金額が1億円以上の建築一式工事

2 次に掲げる場合は、前項の規定にかかわらず、制限付一般競争入札によらないことができる。

(1) 災害復旧工事等の緊急を要する場合

(2) 特殊な工事等で施工能力を有する者が限られるため、制限付一般競争入札によっても広範な入札参加が期待できない場合

(入札の公告)

第4条 市長は、制限付一般競争入札を実施するときは、契約規則第4条の規定に基づき、次に掲げる事項について入札の公告（以下「公告」という。）を行う。

(1) 入札に付する事項（工事名等）及び参加方法

(2) 入札に参加する者に必要な資格

(3) 契約に必要な書類を示すべき場所

(4) 入札及び開札の日時及び場所

(5) 入札保証金及び契約保証金に関する事項

(6) 入札の無効に関する事項

(7) その他特に必要な事項

2 市長は、入札期日の前日から起算して少なくとも38日前から第9条第2項に規定する入札参加申込書の提出期限日（以下「申込期限日」という。）まで公告を行う。ただし、緊急やむを得ない理由のあるときは、26日前までに短縮することができる。

(入札参加資格)

第5条 制限付一般競争入札に参加することができる資格（以下「入札参加資格」という。）を有する者は、契約規則第3条第1項に定める入札参加資格者名簿に登載されている者で、次に掲げる事項のいずれの要件も満たすものとする。

(1) 政令及び建設業法（昭和24年法律第100号）等に規定する事項

ア 政令第167条の4の規定に基づく南あわじ市入札参加資格制限基準による入札参加の資格制限（以下「入札参加資格制限」という。）に該当しない者であること。

イ 建設業法第16条に規定する下請契約を締結すると想定される場合にあっては、建設業法第15条の規定による特定建設業の許可を受けている者であること。

ウ 南あわじ市指名停止基準に基づく指名停止（以下「指名停止」という。）を受けていない者であること。

エ 建設業法第26条の規定による主任技術者又は監理技術者を、当該建設工事に適正に配置できる者であること。

オ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て（旧会社更生法（昭和27年法律第172号）に基づくものを含む。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。

ただし、それぞれの申立てに係る開始の決定がなされている者については、経営状況等を勘案して入札参加資格を認めることができる。

(2) 政令第167条の5の2の規定に基づき当該建設工事に必要と認め、定める資格

ア 市の入札参加資格を有する工種が、当該建設工種の工種と同じであること。

イ 建設業法第27条の29の規定による総合評定値通知書が契約締結（予定）日に有効であり、その総合評定値通知書の当該建設工種の工種に係る総合評定値が一定以上の者であること。

ウ 当該建設工事に係る設計業務等の受託者でない者又は当該受託者と資本若しくは人事面において関連がない者であること。

エ その他個別の工事に応じて、市長が必要と認める資格を有する者であること。

（入札参加資格の設定）

第6条 市長は、当該建設工事の発注に当たり、前条第2号に規定する入札参加資格を設定しようとするときは、南あわじ市競争入札参加資格審査会等（以下「審査会等」という。）の審議を経て行う。ただし、あらかじめ審査会等が入札参加資格設定に関する基準を定め、設定しようとする入札参加資格が当該基準に沿った内容であるときは、審査会等への改めでの付議は要しない。

2 前条の入札参加資格を設定するに当たっては、次の事項に留意しなければならない。

(1) 当該建設工事の規模、内容及び施工技術等を勘案し、市内の業者で施工が可能

である工事又は多数の入札参加者が見込まれる工事にあつては、入札参加者の事業所の所在地に関する資格を、南あわじ市内に建設業の許可を受けた主たる営業所等を有する者に制限することができること。

- (2) 前条第1号工の主任技術者又は監理技術者について、同一の者を重複して複数の工事に配置予定し入札参加申込みを行う場合において、これら複数の工事のうち他の工事を落札し、他の工事に当該配置予定技術者を配置することにより当該建設工事に当該配置予定技術者を配置できなくなったときは、契約希望金額が建設業法施行令(昭和31年政令第273号)第27条に定める金額未満である場合を除き、入札参加申込みの取下げを行うこと等を条件として付すこと。

(入札参加申込書及び提出資料の交付)

第7条 市長は、制限付一般競争入札に参加を希望する者に対し、次に掲げる書類を公告の日から申込期限日まで交付する。

- (1) 制限付一般競争入札参加申込書(様式第1号。以下「申込書」という。)
- (2) 制限付一般競争入札参加資格確認申請書(様式第2号。以下「資格確認申請書」という。)
- (3) 配置予定技術者に関する調書(様式第3号) 3人までの複数の記載を可とし、記載技術者のうちから配置させる。
- (4) 建設業の許可及び経営事項審査結果並びに設計業務受託者関係調書(様式第4号) 添付する総合評定値通知書(写し)は契約締結(予定)日に有効なものであること。
- (5) その他必要と認める資料

(仕様書、設計書及び図面の購入又は複写)

第8条 市長は、入札参加申込者のうち設計図書の購入又は複写を希望する者に対し、設計図書購入申込書(様式第5号の1)又は設計図書複写申込書(様式第5号の2)と引き換えに、設計図書を有償で交付する。

(入札参加の申込)

第9条 市長は、次に掲げるところにより、入札参加希望者に申込書及び資格確認申請書を、原則として持参により提出させる。

- (1) 申込期限日の翌日以降は、原則として、申込書及び資格確認申請書の差替え又は再提出は認めない。
- (2) 申込書及び資格確認申請書の作成並びに提出に係る費用は、入札参加申込者の負担とする。
- (3) 提出された申込書及び資格確認申請書は、入札参加資格の確認以外に入札参加申込者に無断で使用しない。
- (4) 提出された申込書及び資格確認申請書は返却しない。

2 市長は、申込書及び資格確認申請書の提出期間は、原則として公告を行った日から起算して少なくとも10日間を確保する。

3 市長は、入札執行が終了するまでは、入札参加申込者数及び入札参加申込者名を

公表してはならない。

(入札参加資格の確認)

第 10 条 市長は、入札参加申込者の資格の確認を行おうとするときは、入札前に審査会等の審議を経なければならない。

2 入札参加資格の確認基準日は、入札参加申込期限日とする。

3 市長は、入札参加申込者の資格確認書(様式第 6 号)を作成するとともに、配置予定技術者の資格調書の写しを併せて提出して審査会等の審議に付する。

4 市長は、原則として申込期限日の翌日から起算して 11 日以内に、入札参加申込者に対して入札参加資格の有無を、入札参加資格確認通知書(様式第 7 号)により通知する。この場合において、入札参加資格がないと認めた入札参加申込者(以下「非資格者」という。)への入札参加資格確認通知書には、入札参加資格がないと認めた理由及び次条の説明を求めることができる旨を付記する。

(入札参加申込及び入札参加資格確認の特例)

第 10 条の 2 第 2 条に規定する制限付一般競争入札のうち事業所の所在地に関する資格を南あわじ市内に建設業の許可を受けた営業所を有する者に制限する入札(以下、「簡易型一般競争入札」という。)については、第 9 条の規定に関わらず、第 7 条第 1 項第 1 号に規定する制限付一般競争入札参加申込のみで参加の申込を行うことができる。

2 前項の場合、第 4 条第 2 項に規定する公告は、入札期日の前日から起算して少なくとも 17 日前から申込期限日まで行う。

3 第 1 項の場合、申込者が当該入札について格付又は総合評定値通知書の総合評点に関する資格など要件に該当することを確認したうえで受付するものとする。

4 簡易型一般競争入札については、入札の前日までに第 7 条第 1 項第 3 号に規定する配置予定技術者に関する調書に予定している技術者を 1 名のみ記入し提出しなければならない。

(苦情の申立て)

第 11 条 第 10 条第 4 項の入札参加資格の確認結果に苦情がある非資格者は、入札参加資格がないと認めた理由について、市長に書面(様式は任意)を持参して、説明を求める申立をすることができる。

2 前項の申立期間は、第 10 条第 4 項の通知の日の翌日から起算して 7 日(南あわじ市の休日を定める条例(平成 18 年南あわじ市条例第 2 号)に定める休日(以下「市の休日」という。)を除く。)以内とする。

3 市長は、第 1 項の申立があったときは、入札参加資格がないとした理由を、当該請求を行った者に入札参加資格がないとした理由について(回答)(様式第 8 号)により通知する。

4 前項の回答は申立期限日の翌日から起算して原則として 3 日(市の休日を除く。)以内に回答する。

(設計図書に対する質問)

第 12 条 市長は、必要があると認めるときは、設計図書に対する質問を受け付けることとし、原則として現場説明会は実施しない。

2 前項の質問は、書面（様式は任意）を持参させるものとし、提出期間は、原則として公告の日の翌日から前条第 4 項の回答期限日の翌日までとする。

3 質問に対する回答は質問書の提出期限日の翌日から起算して原則として 3 日以内に回答する。

（入札保証金）

第 13 条 入札保証金は、政令第 167 条の 5 第 1 項に規定する資格を有する者による入札に付する場合において、国（公社、公団を含む。）地方公共団体等との間における契約の締結及び履行の実績、経営の規模及び状況その他状況から、その者がその契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるときは免除する。

（入札の執行）

第 14 条 市長は、入札に参加しようとする者に、入札の執行に先立ち第 10 条第 4 項に規定する入札参加資格確認通知書の写しを提出させることができる。

2 入札の執行回数は 2 回を限度として、初度の入札において、落札者がいない場合は、直ちに再度の入札を行う。

（入札の執行の取消し又は中止）

第 15 条 市長は、不正その他の理由により競争の実益がないと認めるときは、その入札の執行を取り消すことができる。

2 市長は、天変地異等のやむを得ない事由が生じたときは、入札の執行を中止することができる。

（無効とする入札）

第 16 条 契約規則第 12 条の規定に該当する入札は、無効とする。

2 市長は、申込書又は資格確認申請書に虚偽の記載をした者の入札及び開札時において入札参加資格のない者のした入札は、入札参加資格があることが確認された者のした入札であっても、無効とする。

（落札者の決定等）

第 17 条 市長は、法第 234 条第 3 項の規定による落札者の決定を次により行う。

(1) 市長は、予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格をもって入札した者のうち最低の価格をもって入札した者を落札者とする。

(2) 市長は、落札となるべき同価の入札をした者が 2 人以上あるときは、くじによって落札者を決定することとし、落札となるべき同価の入札をした者に対し、くじを引くことを辞退させてはならない。

(3) 市長は、無効の入札を行った者を落札者としていた場合は、落札の決定を取り消さなければならない。

(4) 市長は、落札者を決定した場合において、落札者とされなかった入札者から請求があったときは、速やかに、当該請求を行った入札者が落札者とされなかった理由（当該請求を行った入札者の入札が無効とされた場合にあっては、無

効とされた理由)を、当該請求を行った入札者に落札者とされなかった理由について(回答)(様式第9号)により通知する。

(補則)

第18条 この要領に定めるもののほか、この要領の実施に必要な事項は、別に定めることができる。

附 則

この告示は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この告示は、平成21年4月1日から施行する。